

第 2 期鴨川市健康福祉推進計画 【地域福祉計画編】 策定に向けた検討資料



鴨川市福祉課

平成27年10月

目 次

I. 地域福祉計画策定の基本的な視点	- 1 -
1. 第2期地域福祉計画の策定にあたって.....	- 1 -
2. 地域福祉に係る国及び県の動向.....	- 4 -
II. 健康福祉に関する鴨川市の現状及び課題	- 8 -
1. 健康福祉に係る鴨川市の現状.....	- 8 -
2. 地区別座談会における意見について.....	- 17 -
3. 関係団体等へのアンケート調査.....	- 18 -
4. 鴨川市地域福祉推進会議における意見について.....	- 20 -
5. 鴨川市における健康福祉を取り巻く課題(総括).....	- 23 -
III. 地域福祉計画策定の基本的な考え方	- 25 -
1. 政策課題・目標.....	- 25 -
2. 基本理念について.....	- 26 -
3. 施策の大綱.....	- 28 -

I. 地域福祉計画策定の基本的な視点

1. 第2期地域福祉計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景・趣旨

本市においては、市民が住み慣れた地域で、いつまでも健康で、安心して生活できることを目的に、市民・地域・市の連携と協働による「うるおいのある健康福祉の都市」を実現していくための指針として、平成23～27年度を計画期間とする「健康増進計画」と「地域福祉計画」を一体的に策定した「鴨川市健康福祉推進計画」を平成22年度に策定し、健康福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

しかしながら、家族や地域のつながりが弱まっている中で、少子高齢化、核家族化の進展により、高齢者の一人暮らし世帯や夫婦のみの世帯が増加しています。

また、高齢者、障害のある人、児童などへの福祉サービスが充実してきた一方で、生活に困窮しながらも、生活介護や他の制度の受給対象とならない制度の狭間にある人たちの増加が顕著となっています。

このような社会情勢の変容や新たな地域課題を踏まえ、地域のささえあい意識の醸成やコミュニティの発展を図り、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりに向けた指針となる新たな地域福祉計画を策定するものです。

なお、生活習慣・ライフスタイルの変化により、がん、糖尿病、心臓病などの生活習慣病は増加の一途をたどり、高齢化の進行も相まって、医療費や介護費も増加を続けています。また、近年の社会・経済情勢に伴い、医療機関への受診や望ましい健康習慣の獲得等について格差が生じていると言われています。

健康で自立した社会生活を送ることは、一人ひとりが幸福な人生を実現するための基本であり、その実現のためには、市民それぞれが、自らの健康づくりに取り組むとともに、病気や障害、介護、子育て、または生活困窮などの場面において、地域全体で支援するための取り組みが求められています。

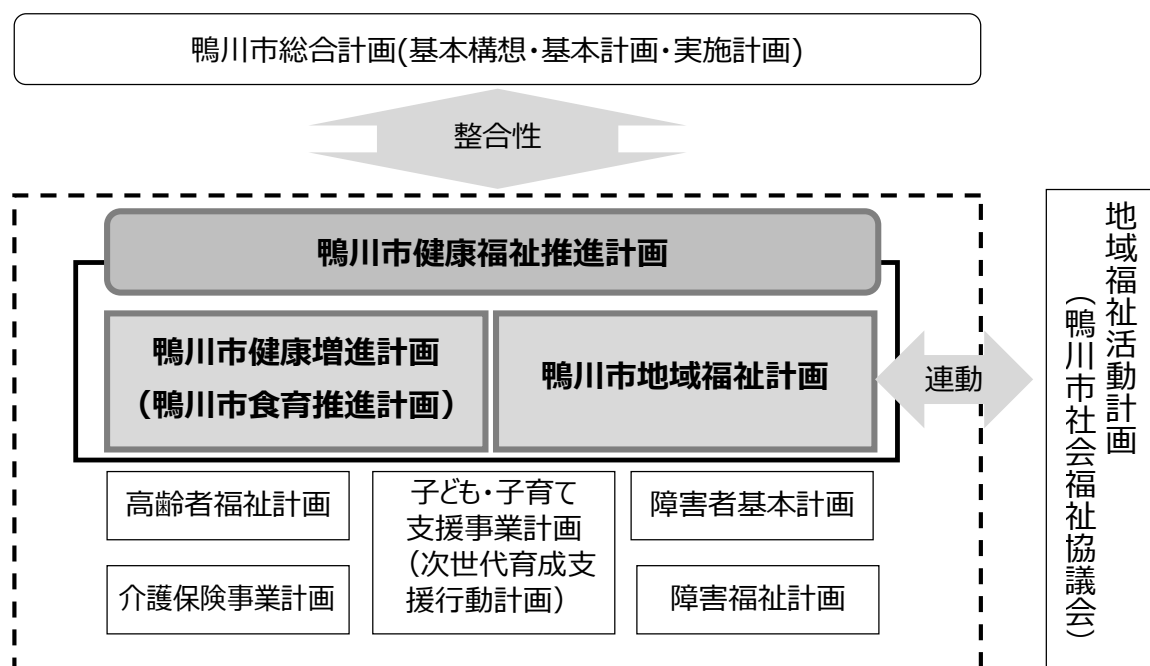
このようなことから、引き続き、健康づくりと福祉の連携を密接なものとしながら、市民との協働による地域の特性に応じた健康福祉施策の総合的な推進を図るため、現行計画と同様に、「健康増進計画」と一体的に策定し、「鴨川市健康福祉推進計画」として取りまとめることとします。

(2) 計画の位置づけ

地域福祉計画は社会福祉法第107条に基づくものですが、現行計画と同様に健康増進法第8条第2項に基づく「健康増進計画」を一体的に策定することにより、本市の健康・福祉に関する各種計画・施策を総合的に推進するための基本計画となる「第2期鴨川市健康福祉推進計画」として取りまとめます。

また、その策定に当っては「鴨川市総合計画」を上位計画として整合性を図りながら、その基本理念や将来像、基本指針を踏まえることとします。

■計画の位置づけ



【社会福祉法第107条】

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(3) 計画の期間

本計画は、平成 23 年度から平成 27 年度までを計画期間とした第 1 期計画を検証・評価し、新たに平成 28 年度を計画初年度、平成 32 年度を目標年度とする 5 か年計画として策定します。

■第2期鴨川市健康福祉推進計画の構成と上位計画の計画期間

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	～平成 37 年度
鴨川市第 2 次総合計画	鴨川市基本構想	第 2 次鴨川市基本構想 平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間					
	基本計画	鴨川市第 3 次 5 か年計画 平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間					第 4 次 5 か年計画
	実施計画	前期実施計画 2 年次目に見直し 後期実施計画					第 3・4 次 実施計画
鴨川市健康福祉推進計画	基本計画	第 2 期鴨川市健康福祉推進計画 (鴨川市健康増進計画／鴨川市地域福祉計画) 平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間					
	実施計画 (地域福祉計画のみ)	前期実施計画 2 年次目に見直し 後期実施計画					

2. 地域福祉に係る国及び県の動向

(1) 国の動向

少子高齢化、世帯規模の縮小、非正規雇用の増加などによる生活・福祉課題の多様化・複雑化によって、社会的に孤立し又は排除される人々が増加しており、分野別の公的な福祉サービスだけではなく、地域住民、NPO、ボランティアなど様々な活動主体と行政が協働で支援を要する人々を支える仕組みづくりが求められています。

平成27年4月からは生活困窮者自立支援法が施行され、これまで十分に対応できなかった生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立相談支援事業等による包括的な支援を行うことで、自立の促進を図ることとしています。

また、今後の方向性としては、高齢化の更なる進展を踏まえ、2025（平成37）年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築が進められています。

■地域福祉計画に関わる近年の国の通知等

① 厚生労働省通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」（平成24年）

近年増加する孤立死の対策として、地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援を行うにあたって、関係部局・機関との連携を深め、個人情報取り扱いに留意しながら、地域の実情にに応じて、より有効と考えられる方策等を積極的に推進するよう通知を出しました。

② 安心生活創造事業成果報告書「見直しませんか 支援のあり方・あなたのまち」（平成24年）

地域福祉推進市町村に指定された全国の58の市区町村が、平成21～23年度まで3年間取り組んできた「安心生活創造事業」の実践から見てきた成果について、報告書が取りまとめられました。

提言・提案のモデル提示	
①要援護者をもれなく把握する仕組みのシステム化	
②要援護者をもれなく支援する体制の作り方	
③地域の自主財源づくりの方法	
今後重要と考えられる取り組み	
①制度からもれる者と社会的孤立	②総合相談体制の確立
③地域福祉計画の策定	④「介護予防・日常生活支援総合事業」との関係
⑤安心生活に必要な契約支援・権利擁護	⑥要援護者が社会参加・自己実現できる仕組みづくり

③ 全社協「社協・生活支援活動強化方針」（平成 24 年）

全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会では、経済的困窮や社会的孤立などの今日的な福祉課題・生活課題の解決に向けて、社協活動のあり方や今後の活動強化の方向性を示した「社協・生活支援活動強化方針」を策定しました。

この「社協・生活支援活動強化方針」では、地域福祉の課題に応える社協活動の方向性と具体的な事業展開について5つの「行動宣言」を位置付けています。

地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言

- | | | |
|---------------|---------------|------------|
| ①あらゆる生活課題への対応 | ②相談・支援体制の強化 | ③アウトリーチの徹底 |
| ④地域のつながりの再構築 | ⑤行政とのパートナーシップ | |

④ 内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年）

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けること等が規定されました。また、これを受け、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順等を盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を策定・公表しました。

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| 1. 全体計画・地域防災計画の策定 | 2. 避難行動要支援者名簿の作成等 |
| 3. 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用 | 4. 個別計画の策定 |
| 5. 避難行動支援に係る地域の共助力の向上 | |

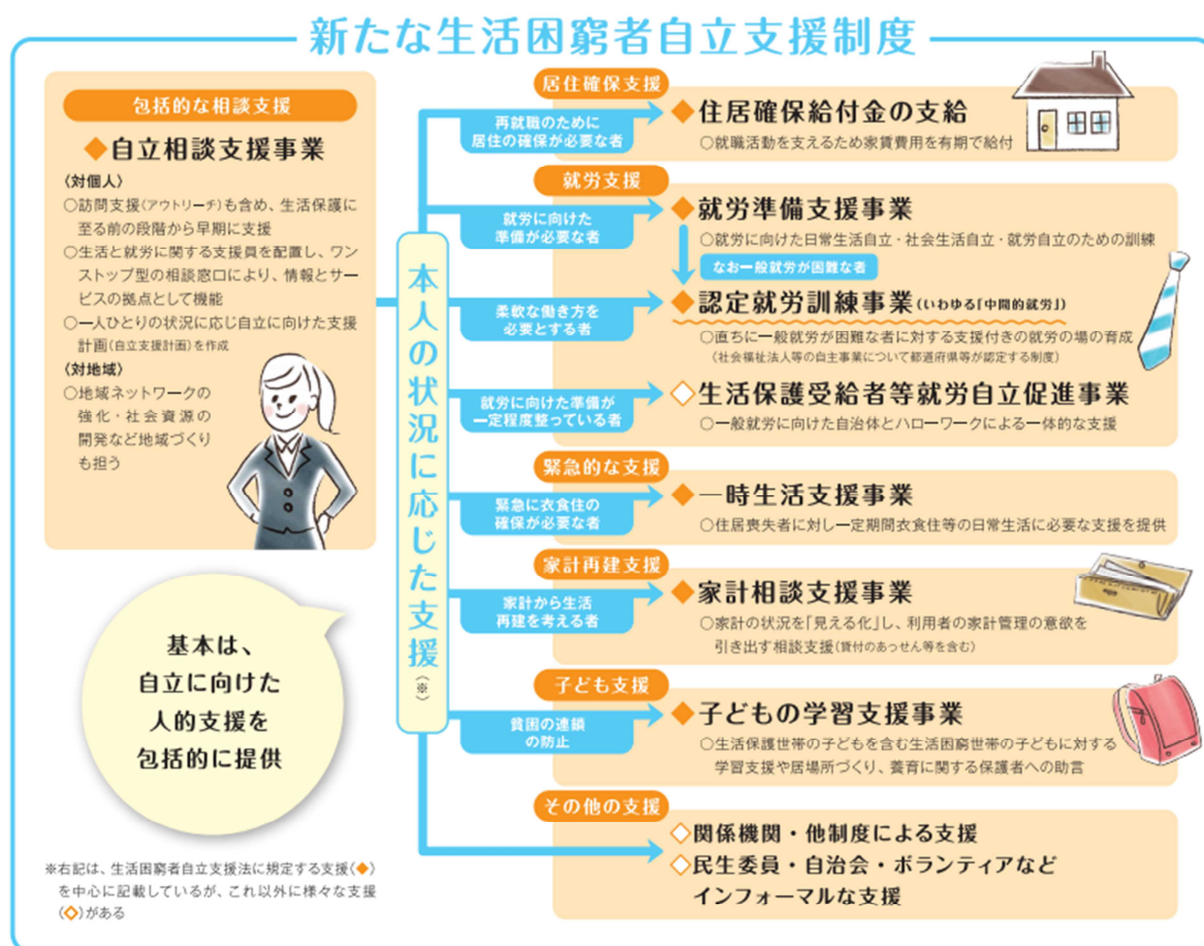
⑤ 厚生労働省通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」（平成 26 年）

医療・介護・雇用保険をはじめとした社会保障制度や福祉サービスが充実してきた一方で、貧困や高齢、障がいなど様々な課題を抱え支援を求めている人からの相談が増加しています。現に、生活に困窮しながらも、生活保護や他の制度の受給対象とならない制度の「狭間」にあたる人たちの増加が顕著となり、新たな対応が求められています。

特に近年、生活困窮者（社会経済環境の変化に伴い、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）の増加が顕著になっています。

国においては、生活困窮者に対し、生活保護に至らないよう早期に支援を行うため、生活困窮者自立支援法が平成 25 年 12 月に制定され、それに基づく生活困窮者自立支援制度が平成 27 年度から本格実施されています。

1. 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項
2. 生活困窮者の把握等に関する事項
3. 生活困窮者自立支援のための各種支援の実施



※厚生労働省「制度紹介リーフレット」より

（２）県の動向

第三次千葉県地域福祉支援計画（平成 27 年度～31 年度）では、千葉県における急速な少子高齢化の進展、核家族、一人暮らし世帯の増加、生活困窮者（生活保護受給者のデータ）、虐待、ニート、ひきこもり等の状況を踏まえて、「互いに支え合い安心して暮らせる地域社会」の構築を理念に、「互いに支え合う地域コミュニティの再生」をはじめ、以下の 4 つが基本方針として推進されています。

○計画の概要

（1）計画の特徴

地域の支え合いの仕組みづくり、地域福祉を担う人材の育成、地域福祉の基盤づくりを進める計画

（2）計画の位置付け

- ・千葉県における地域福祉推進の基本方針
- ・市町村支援のガイドライン
- ・千葉県総合計画や県の関連諸計画との連携を図る

（3）計画の期間

平成 27 年度～平成 32 年度までの 6 年間

（4）理念

「互いに支え合い安心して暮らせる地域社会」の構築を目指して

○施策の体系

（1）互いに支え合う地域コミュニティの再生

- ・市町村が行う地域福祉施策への支援
- ・地域コミュニティづくり推進への支援
- ・地域の課題解決に向けた取組みや仕組みづくりへの支援

（2）生涯を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成

- ・福祉教育の推進
- ・福祉人材の確保・育成
- ・高齢者等の地域活動への参画支援 等

（3）医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基盤の強化

- ・地域包括ケアシステムの構築促進
- ・地域で住み続けるための福祉施設・サービスの充実
- ・地域による子育て支援の充実

（4）支援が必要な人ひとり一人を支える相談支援体制の充実・強化

- ・総合的な相談支援体制づくり
- ・生活困窮者等に対する総合的な支援
- ・子ども・高齢者・障害のある人の権利擁護に関する相談等支援 等

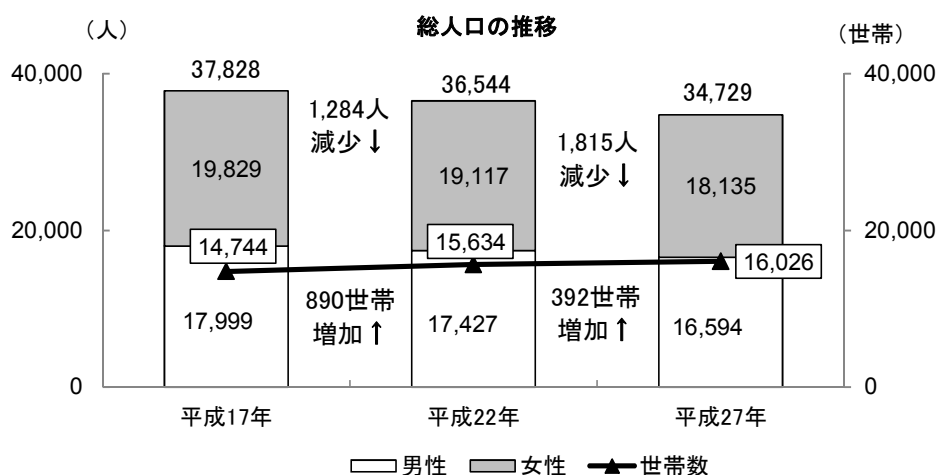
Ⅱ．健康福祉に関する鴨川市の現状及び課題

1．健康福祉に係る鴨川市の現状

(1) 人口・世帯の状況

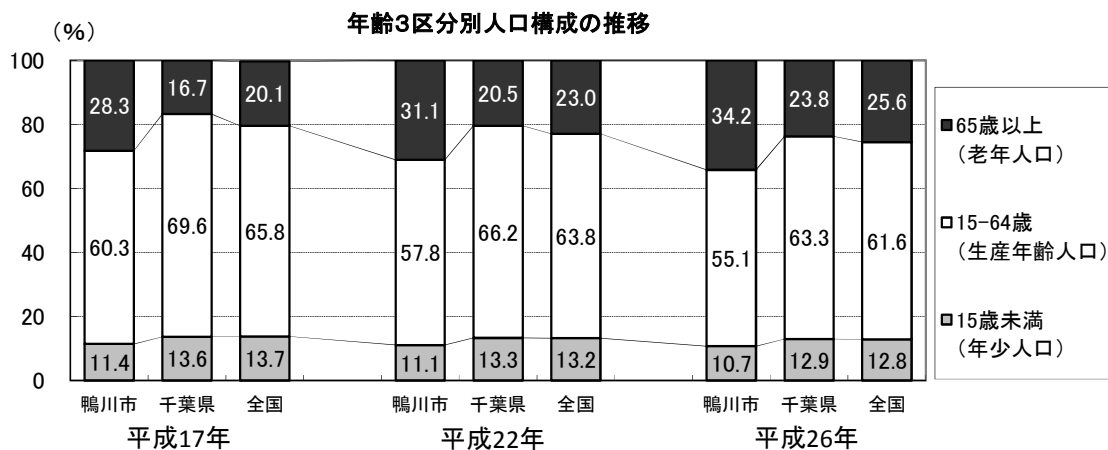
① 総人口・世帯数の推移

鴨川市の総人口を見ると、平成17年以降は減少傾向にあり、平成17年から平成27年にかけて3,099人の減少となっています。一方、世帯数については、平成17年から平成27年にかけて1,282世帯の増加となっています。



② 年齢3区分別人口構成の推移

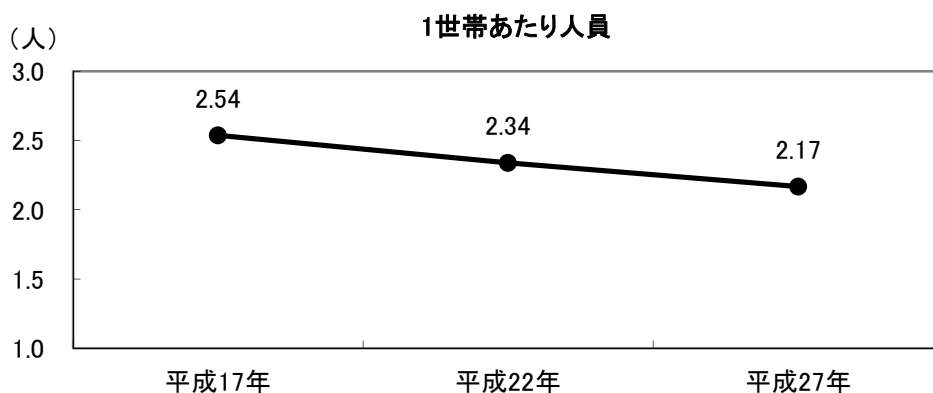
年齢3区分別の人口を見ると、平成22年以降、65歳以上の高齢者の人口は3割を超え、超高齢社会となっています。千葉県及び全国と比較すると、老年人口は高く、年少人口・生産年齢人口は低く推移しています。



※千葉県・全国の最新数値が平成26年4月1日現在のため、記載は平成26年までの数値としています。

③ 世帯の状況

鴨川市の1世帯あたりの人員の推移をみると、平成17年以降、減少傾向にあり、平成27年には2.17人となっており、核家族化が進行しています。



資料：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日現在）

④ 地区別人口の状況

地区別の人口の状況をみると、市の中心部では、生産年齢人口の比率が比較的高くなっていますが、周辺地区では30～40%程度と老年人口が高く、最も高い大山地区では44.4%となっています。

地区名	人口総数	年少人口		生産年齢人口		老年人口	
		人口	比率(%)	人口	比率(%)	人口	比率(%)
鴨川地区	6,108	675	11.1	3,320	54.4	2,113	34.6
東条地区	6,781	833	12.3	4,151	61.2	1,797	26.5
西条地区	3,008	462	15.4	1,694	56.3	852	28.3
田原地区	2,756	317	11.5	1,580	57.3	859	31.2
大山地区	1,266	104	8.2	600	47.4	562	44.4
吉尾地区	1,894	169	8.9	888	46.9	837	44.2
主基地区	1,634	140	8.6	874	53.5	620	37.9
江見地区	1,667	141	8.5	834	50.0	692	41.5
曾呂地区	1,596	139	8.7	800	50.1	657	41.2
太海地区	1,761	143	8.1	870	49.4	748	42.5
天津地区	4,280	380	8.9	2,245	52.5	1,655	38.7
小湊地区	1,978	171	8.6	966	48.8	841	42.5
鴨川市総数	34,729	3,674	10.6	18,822	54.2	12,233	35.2

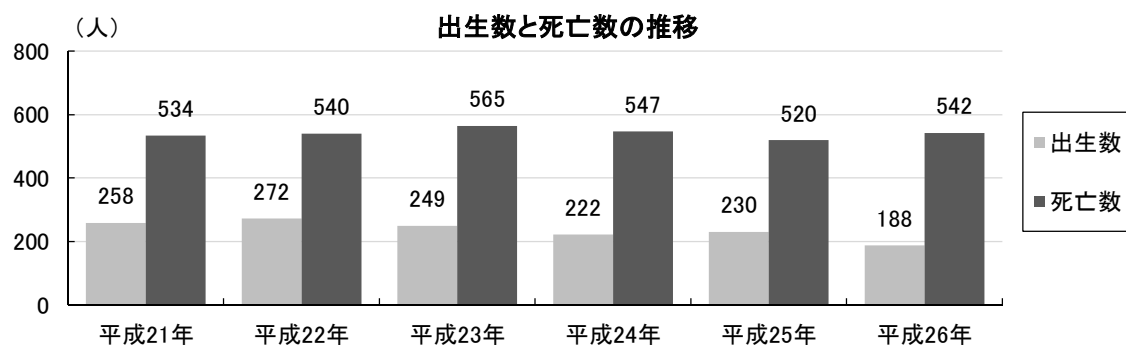
資料：千葉県年齢別・町丁字別人口（平成27年4月1日現在）

※個人を特定される数値については除かれているため、総人口とは合致しません。

(2) 出生と死亡の状況

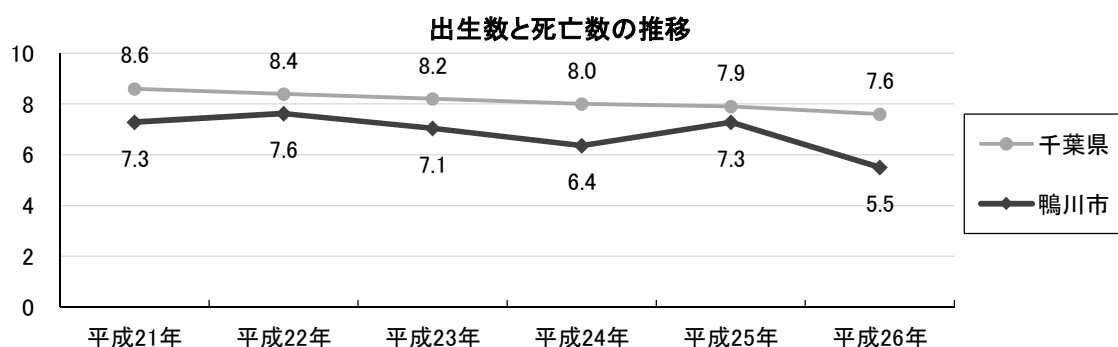
① 出生数と死亡数の推移

出生数を見ると、平成 22 年以降減少傾向にあり、平成 26 年には 188 人となっています。また、死亡数を見ると、500 人台で推移しており、平成 26 年には 542 人となっています。



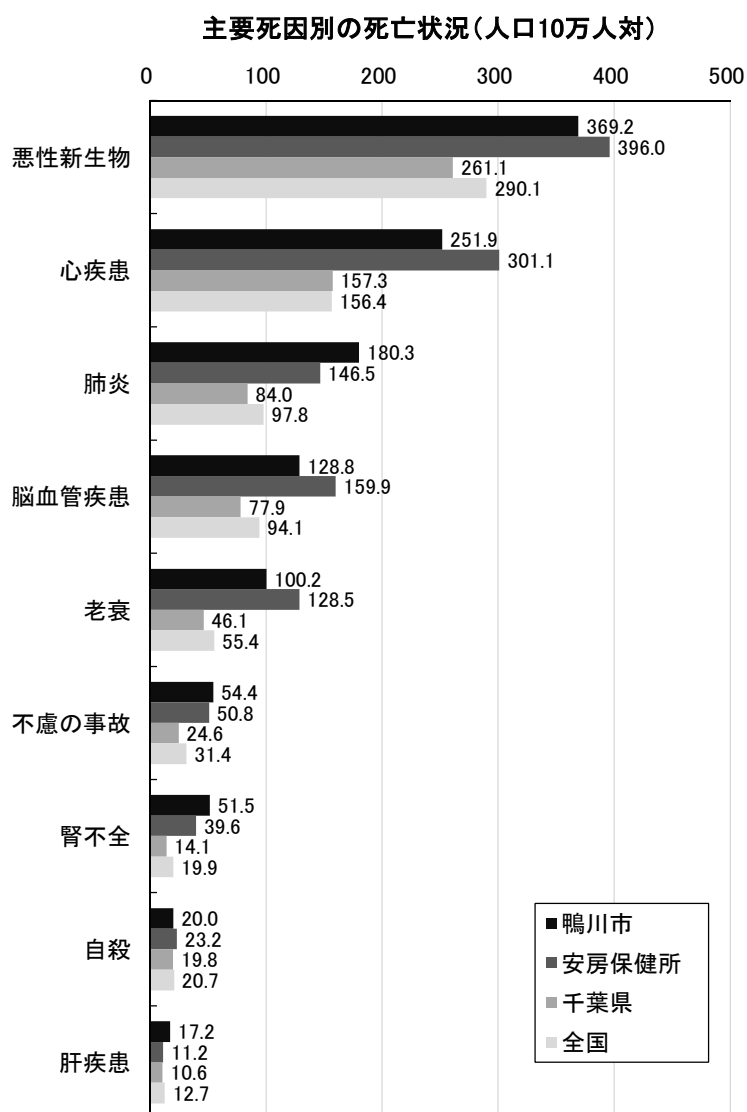
② 出生率の推移

出生率（人口千人あたり）を見ると、平成 25 年に 7.3 と増加したものの、平成 26 年には 5.5 と減少に転じています。また、県の平均を下回って推移しています。



③ 主要死因別の死亡状況

主要死因別の死亡状況を見ると、鴨川市は安房保健所管内とほぼ同様の傾向にあり、「悪性新生物」「心疾患」「肺炎」の割合が高く、千葉県、全国の平均を大きく上回っています。

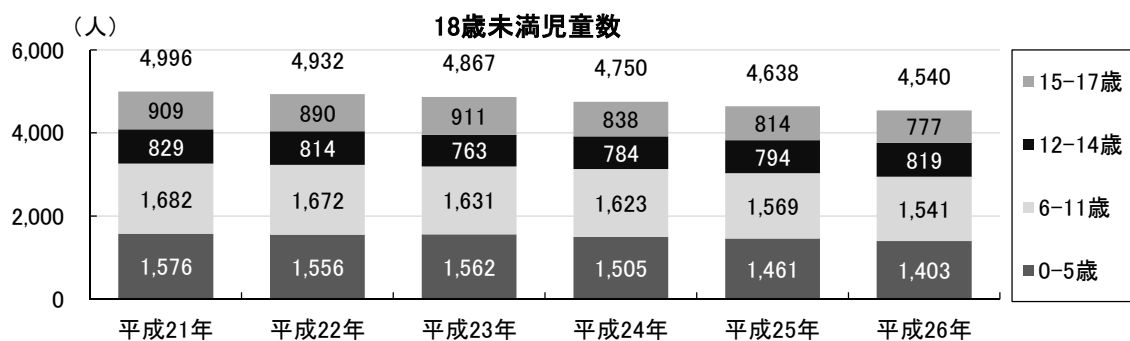


資料：平成 25 年千葉県衛生統計年報（人口動態調査）

(3) 児童を取り巻く状況

① 児童数の推移

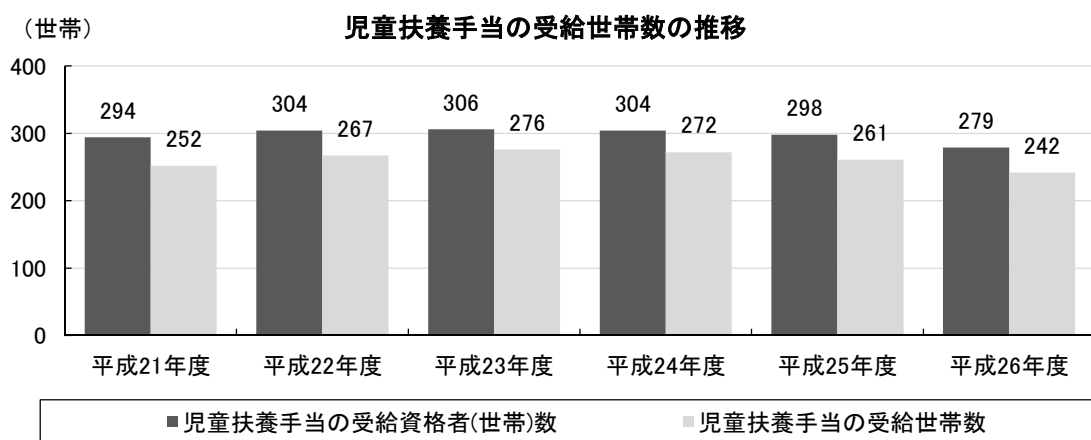
18歳未満児童数を見ると、平成26年の12-14歳を除き各年代で減少傾向となっており、平成26年には4,540人と平成21年から約1割減少しています。



資料：千葉県年齢別・町字別人口

② 児童扶養手当の給付状況

児童扶養手当の受給世帯数の推移を見ると、平成21年の252世帯以降、平成26年度の242世帯にかけてほぼ横ばいで推移しています。



※児童扶養手当

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当。

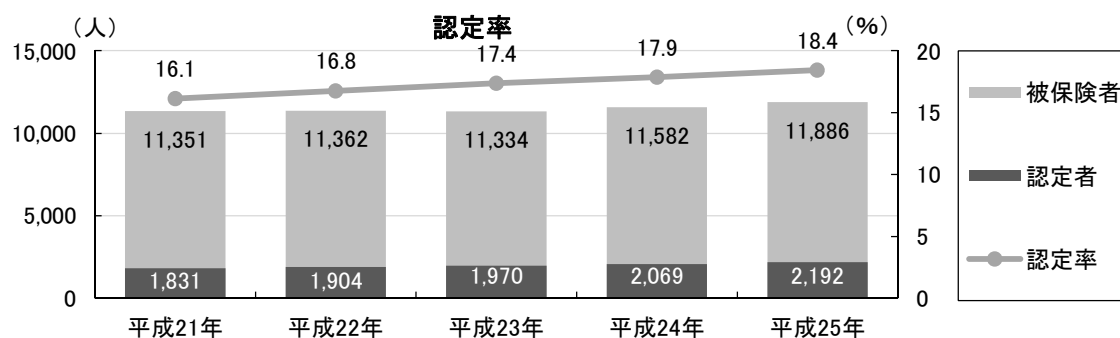
基本的には、次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給される。

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 母が死亡した子ども
- ③ 母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ④ 母の生死が明らかでない子ども
- ⑤ その他

（４）高齢者を取り巻く状況

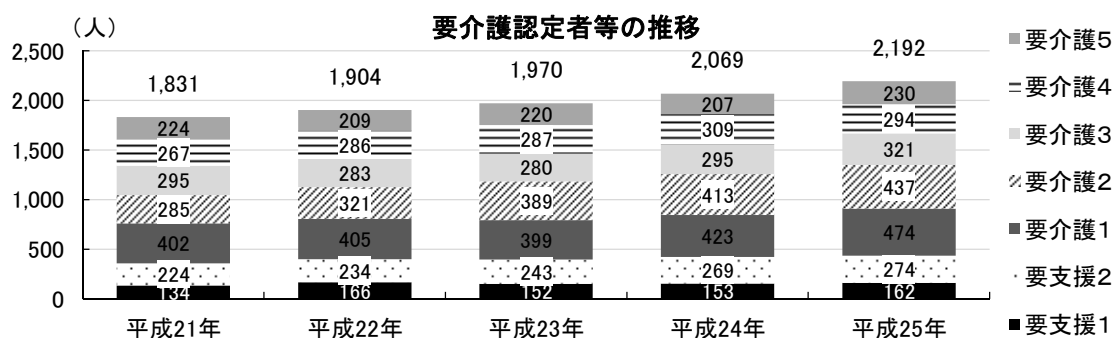
① 認定者数の推移

介護保険第１号被保険者及び認定者はいずれも増加しています。また、認定率も増加傾向にあり平成２５年には１８.４％となっています。



資料：介護保険事業報告 暫定版

要介護認定者の推移を見ると、要介護１、要介護２、要介護４、要介護５が増加傾向にあり、要支援要介護認定者全体も増加傾向にあります。



資料：介護保険事業報告 暫定版

② 地区別高齢者人口・世帯数の状況

地区別の世帯の状況をみると、高齢者単身世帯と高齢者二人世帯を合わせた高齢者のみの世帯の全世帯に占める割合は、東条・西条・田原地区では低くなっていますが、それ以外の周辺地区では30%を超える地区が多くなっています。特に、高齢者のみ世帯の最も高い吉尾地区では44.9%となっており、高齢者単身世帯の割合においても30.2%と最も多くなっています。

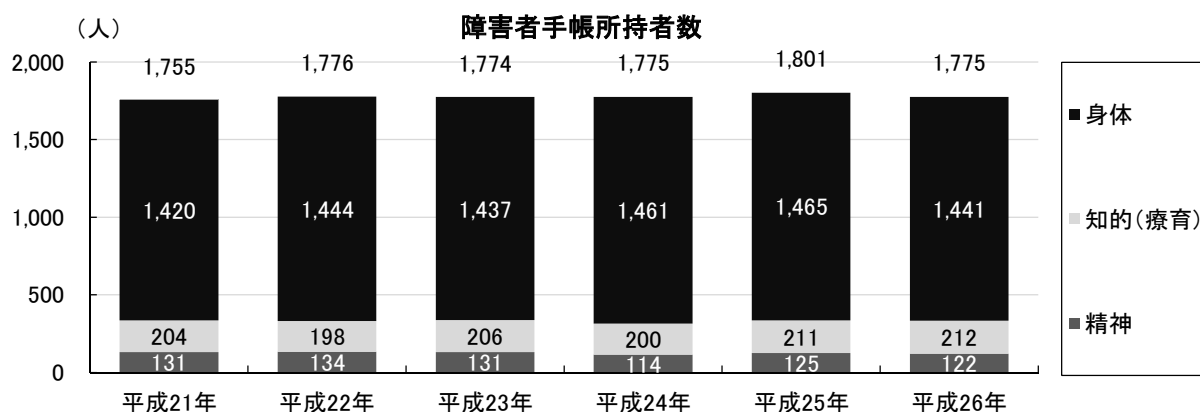
地区名	世帯数 (全数)	65歳 以上 人口	高齢者 のいる 世帯数	高齢者単身世帯		高齢者二人世帯		高齢者のみ世帯 単身＋二人世帯	
				世帯数	(%)	世帯数	(%)	世帯数	(%)
鴨川地区	2,934	2,113	1,495	588	20.0	374	12.7	962	32.8
東条地区	3,406	1,797	1,297	546	16.0	268	7.9	814	23.9
西条地区	1,259	852	586	189	15.0	137	10.9	326	25.9
田原地区	1,198	859	605	207	17.3	141	11.8	348	29.0
大山地区	556	562	382	132	23.7	104	18.7	236	42.4
吉尾地区	907	837	597	274	30.2	133	14.7	407	44.9
主基地区	682	620	415	119	17.4	99	14.5	218	32.0
江見地区	764	692	497	182	23.8	108	14.1	290	38.0
曾呂地区	699	657	459	142	20.3	120	17.2	262	37.5
太海地区	824	748	534	206	25.0	122	14.8	328	39.8
天津地区	1,872	1,655	1,191	421	22.5	246	13.1	667	35.6
小湊地区	925	841	602	234	25.3	136	14.7	370	40.0
鴨川市総数	16,026	12,233	8,660	3,240	20.2	1,988	12.4	5,228	32.6

資料：千葉県年齢別・町丁字別人口（平成27年4月1日現在）

（５）障害者を取り巻く状況

① 障害者手帳所持者数の状況

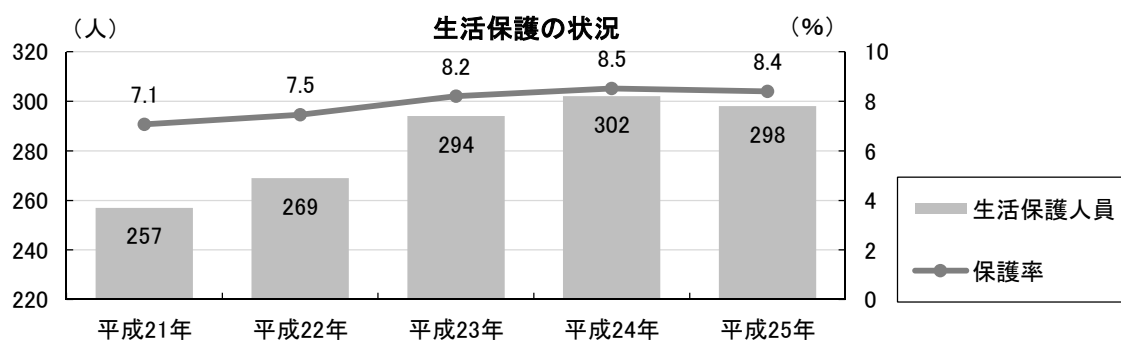
障害者手帳所持者数の状況をみると、手帳所持者数全体では、1,755 人であった平成 21 年以降、平成 26 年には微増し 1,775 人となっています。特に身体障害者手帳所持者が 21 人増で増加傾向にあります。



（６）支援が必要な方の状況

① 生活保護の状況

生活保護の状況をみると、平成 24 年まで増加したのち、平成 25 年には微減し、298 人となっています。また、保護率をみると平成 23 年以降は 8% 台で推移しています。

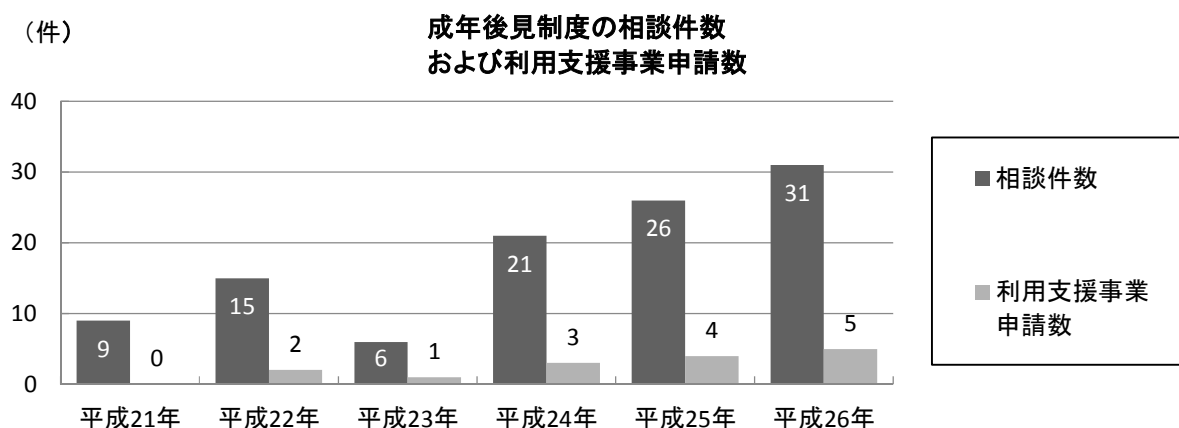


資料：福祉課

※保護率は、住民基本台帳（各年 3 月 31 日現在、市民生活課）に対する生活保護人員の割合

② 成年後見制度の状況

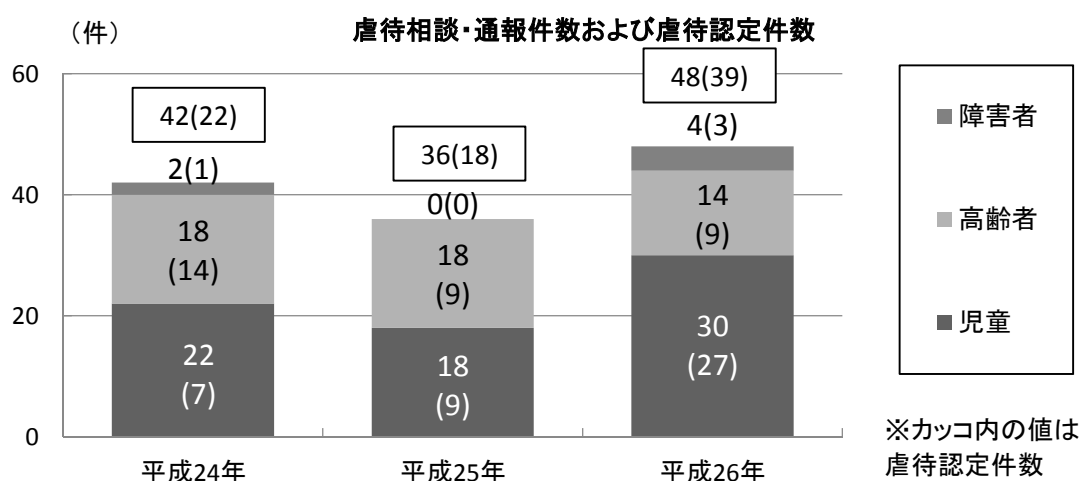
成年後見制度の状況をみると、相談件数については、9件だった平成21年以降、平成26年には31件と増加傾向にあります。また、利用支援事業申請数については0件であった平成21年以降、平成26年には5件と微増となっています。



資料：福祉課

③ 虐待相談の状況

虐待相談の状況をみると、平成24年では相談・通報件数は42件、虐待認定件数は22件となっており、平成26年には、相談・通報件数は48件と増加しており、虐待認定件数についても39件と増加傾向にあります。特に児童虐待の相談・通報件数と虐待認定件数は増加しています。



資料：福祉課

2. 地区別座談会における意見について

(1) 地区別座談会の目的と趣旨

第2期鴨川市健康福祉推進計画並びに地域福祉活動計画の策定にあたり、鴨川市社会福祉協議会との共催により、市内12地区で座談会を開催し、市民や健康福祉関係者・団体等との意見交換を行い、地域における健康福祉に関する意識やニーズ、課題等を把握するとともに、意見や提言などを取りまとめ、計画に反映させることを目的として開催しました。

(2) 開催概要

開催日程：平成27年8月1日～8月8日、10日・11日・13日の11日間（全12地区）

参加者：205名

(3) 意見のまとめ(現行計画の施策の方向別に取りまとめ)

1 市民一人ひとりが主役のまちづくり

福祉に対する住民の意識の低さが挙げられ、それに対する解決策のアイデアとして、福祉に関するPRによる福祉意識の向上への取り組みに関する意見などが挙げられている。

2 ふれあい、ささえあいのある地域づくり

地域におけるささえあい意識の低下、自治会組織の加入者の低下、地域での交流の減少、サロンなどの地域活動に参加しない人や、したくても参加できない人についての支援の必要性、担い手の不足、地域内の組織間連携の不足などについての意見が多く挙げられました。

また、解決策のアイデアとして、誰もが地域活動へ参加しやすい環境づくりや、地域活動の担い手づくり、特に若い世代や男性の参加者を増やす魅力づくり、元気な高齢者の地域活動への活用、サロンなど地域の身近に集まれる場の有効活用などの意見が挙げられました。

3 いつまでも安心して暮らせる地域づくり

移動手段や生活環境に関する不安や、高齢者などを地域で見守る必要性に関する意見が多く挙げられました。

また、解決策のアイデアとして、コミュニティバスのルートの検討や、高齢者の見守りシステムの充実、情報支援を行うネットワークづくり、災害時の支援が必要な方へのサポートに関する意見が挙げられています。

4 誰もが生活しやすい地域づくり

情報提供や相談体制、各種福祉サービスに関する不安や課題に関する意見が多く挙げられました。解決策のアイデアは、情報提供の充実、相談体制の充実、子育て支援の充実などの意見が挙げられています。

3. 関係団体等へのアンケート調査

(1) 関係団体等へのアンケート調査の目的と趣旨

現行の鴨川市健康福祉推進計画の策定時に実施したアンケート調査の対象とした健康福祉団体等に対し、改めてアンケート調査を実施し、この計画期間における意識の変化を把握するとともに、新たな課題の抽出をはじめ、広く意見を聴取することにより、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

(2) 開催日時及び配布・回収方法

平成 27 年 9 月 3 日～9 月 30 日／郵送による配布・回収

(3) 回収状況

配布数：139 件、回収数：91 件、回収率：65.6%

(4) 意見のまとめ

1 市民一人ひとりが主役のまちづくり

地域の問題点や課題について「福祉や地域の支え合いに対する理解や意識が低い」が高くなっており、また、「地域住民の福祉に対する関心度が薄いと感じている」、「自分は何ができるか、改めて確認できる機会を持つことが地域づくりの第一歩になる」などの意見が挙げられるなど、市民の福祉意識の醸成が求められています。

2 ふれあい、ささえあいのある地域づくり

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なこととして、「福祉教育や認知症サポーター養成講座等を通じたささえあい意識の醸成」とする回答が少ない結果となっており、また、「お互いの支え合いの雰囲気醸成することが大切」などの意見が挙げられるなど、地域におけるお互いのささえあいの意識の醸成が必要となっています。

また、団体活動を行う上で課題と感じていることとして、「新たな会員の確保が難しい」、「リーダーや役員のなり手がいない」が上位を占めています。さらに、その課題解決のために「ボランティアの担い手の確保・養成のための支援やしくみづくり」、「地域福祉活動のコーディネーターの育成」などに対する市からの支援を望む声が多くみられており、地域活動の担い手の確保・育成が求められています。

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なこととして、「地域の人と交流できる場の整備」、「サロン活動や地域交流イベントの支援」、「自治会・町内会などの自治組織等の整備」がそれぞれ中位となっているほか、「自治会組織の弱体化」を懸念する意見が挙げられており、自治会組織の設立・強化や地域活動の活性化が求められています。

3 いつまでも安心して暮らせる地域づくり

地域の問題点や課題として、「空き家対策や耕作放棄地、獣害、樹木の末伐採などの生活環境に不安がある」、「交通の便や、買い物・通院・行事参加などへの移動手段に関して不安がある」などが上位を占めているなど、生活環境の向上に関するニーズが高くなっており、誰もが住みやすい生活環境の整備が求められています。

さらに、地域の問題点や課題として、「1人暮らしの高齢者や高齢者のみなどの世帯への見守りや支援が必要と感じる」が第2位となっているほか、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なこととして、「災害時における避難支援体制の整備」が第3位となっているなど、災害時等に支援を必要とする方への支援体制の整備が求められています。

4 誰もが生活しやすい地域づくり

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なことについて、「支援を必要とする人への支援体制の整備」が第4位、「民生委員・児童委員をはじめとした関係機関等との連携強化による要支援者の適切な把握」が第6位となっているほか、「高齢者世帯（一人暮らし等）やその他支援が必要な方などの情報が入りにくい」などの意見が挙げられており、支援が必要な人を見逃さないようにし、必要な人が必要な時に支援が受けられるよう、行政や関係機関、団体、専門職などのネットワーク化による支援体制の整備が求められています。

4. 鴨川市地域福祉推進会議における意見について

(1) 鴨川市地域福祉推進会議について

社会福祉法第107条の規定に基づき、鴨川市地域福祉計画の推進に当たり、住民、福祉事業関係者等の意見を聞くために設置。

PDCA サイクルによる進行管理のほか、地域福祉関連事業の提案や助言をはじめ、既存事業を外部の視点で評価することにより、市民ニーズに適合した、より質の高い事業展開を図ることとしています。

平成27年度で現行計画の期間が満了するため、下記のとおり現行計画の総合評価を実施しました。

(2) 開催日時

平成27年8月17日

(3) 意見のまとめ（現行計画における取り組みの方向別に取りまとめ）

1 市民一人ひとりが主役のまちづくり

- ・ すべての人々を地域社会に包み込むというソーシャルインクルージョンの意識醸成については長期的に取り組むべき事項であり、今後も意識醸成を図る必要がある。
- ・ 意識の普及啓発については、各地域、各世代における取り組みが必要である。
- ・ 成年後見等権利擁護の実施体制の構築を行ったものの、周知・利用促進が不十分な状況のため、周知に努める必要がある。また、自ら声を出せない地域住民もいることから、隣近所等地域のささえあい体制の構築等によるつなぐ支援が必要である。

2 ふれあい、ささえあいのある地域づくり

- ・ ささえあい意識が根付く最も身近な単位づくりについて、長期的に取り組むべき事項であり、今後も意識醸成を図る必要がある。
- ・ 意識の普及啓発については、各地域、各世代における取り組みが必要である。
- ・ 自治組織の加入率が低下している状況の中、加入の促進等がささえあい意識の醸成には欠かせない取り組みとなる。
- ・ 地域自治組織圏の活動・交流機会の支援については、地域福祉活動に地域格差が大きいため、全ての地域での実施に向け取り組みが必用となる。
- ・ 団体やボランティア等、実施主体のネットワーク化が必要。
- ・ 地域福祉活動をコーディネートする人材の育成支援及び地域の主体的活動を担うボランティアやリーダーといった担い手の育成については、地域間での格差がある。
- ・ 担い手の高齢化が進み、若い世代等の担い手への参加促進が欠かせない取り組みとなる。

3 いつまでも安心して暮らせる地域づくり

- ・ 安心生活創造事業の市域全体への普及促進に関して、地域間での格差が大きい。
- ・ 児童や高齢者・障害者等への虐待予防と対応について、各地域において、地域福祉の推進に努める必要がある。
- ・ 通報窓口の周知の徹底を図る必要がある。
- ・ 虐待通報には、抵抗感が根強いいため、継続的な啓発が必要となる。
- ・ 災害時における要援護者の支援体制の構築の点について、要援護者名簿の作成及び関係機関等との情報の共有化についての検討及び実施が必要となる。
- ・ 福祉避難所の設置訓練等の実施体制の整備が必要となる。
- ・ 外出支援、移動手段方法の利便性向上のため更なる検討が必要。

4 誰もが生活しやすい地域づくり

- ・ 保健、医療、福祉、介護の連携によるワンストップサービスの充実の点において、実施体制の構築を行ったが、自ら声を出せない地域住民もいることから、隣近所等地域のささえあい体制の構築等によるつなぐ支援が必要である。
- ・ 地域での活動拠点は、まだ少ない状況となっている。活動を活性化するためには、拠点整備が重要となる。
- ・ 地域包括ケアシステムの構築によるネットワークの形成について、多職種間による連携意識の醸成は十分図れてきている。今後は、システムの構築に向けての取り組みが重要となる。

(4) 全体的な意見

○ボランティア活動、人材育成について

- ・ ボランティア団体では後継者不足、高齢化、今後の活動内容等が課題であり、意識づくりに取り組む必要がある。
- ・ 介護予防サポーター制度を全市的に拡大することが重要である。また、そのサポーターとなっても短期間で辞めてしまうケースも少なくないことから、2～3年程度の任期を設け、委嘱状や多少の手当を交付するなどの制度化を検討してはどうか。
- ・ 未就労児を在宅で子育てしている世代の母親がサロン活動に参加できれば、母親同士の交流はもとより、お年寄りとのつき合いも身近になる。
- ・ 看護学校等の入学生に対し、住民票の異動、奨学金制度の優遇措置を講じるなど、卒業しても本市に留め置く施策が必要である。

○隣近所での支え合いや自治会組織活動について

- ・ 一例として、鴨川地区で実施している「わかしお運動会」は、親子三代が参加するため、家族のふれあいはもとより、地域住民の貴重なコミュニケーションの場であり、延いては地域防災力の維持にも寄与しているので、全市的にこのような機会の創出を検討してはどうか。
- ・ 「ささえあいの地域社会づくり」は実際に進めていくには難しい実感がある。特に何の関わりを持たない人たちをどのように地域のコミュニティに取り込むかが問題である。また、「向こう三軒両隣」の精神を大事にしていければ地域が少しずつでも前に進むのではないか。

○その他、計画全体について

- ・ 本市に人を留め置くためには良好な職場が必要であり、そのためには企業にワーク・ライフ・バランスの意識の浸透を働き掛けることが必要である。
- ・ 安心生活創造事業での取り組みをはじめ、一部地域での活動がなかなか市全域に拡散しないことが課題である。
- ・ 次期計画の策定においては、もう一度地域ごとの問題点を洗い出すところから始め、これを市全体として取りまとめたうえで、各地域ごとの行動目標、行動計画を作るべきである。

5. 鴨川市における健康福祉を取り巻く課題(総括)

○家庭や地域の連帯感、地域自治組織の弱まり

今までの地域社会は、集落を単位として自治組織が形成され、地域共同体として自立した活動が行われてきました。しかし近年では、行政機能の拡大、核家族化の進行、生活様式および生活意識の都市化などを背景に地域の連帯感が弱まり、自治意識の維持が困難な状況となっています。

鴨川市においても、自治会・町内会等の地域自治組織への住民の加入率は漸減傾向にあるなど、地域のつながりの希薄化がうかがえます。この地域組織力の低下により、住環境整備、防災、防犯など地域の課題を地域で協力して解決することができにくくなることが懸念されます。

○高齢者の社会的孤立

全国的に一人暮らし高齢者が増加し、社会から孤立する人々が生じやすい環境となっています。

この傾向は鴨川市も例外でなく、特に健康に問題を抱える、生活が困窮しているなどの状況にもかかわらず、介護保険や生活保護などの必要な行政サービスを受けず、また、家族や地域社会との接触もほとんどないなど、社会から「孤立」する高齢者の存在が懸念されており、近時においても、高齢者単身世帯や高齢夫婦世帯等において、死後相当期間が経過してから発見される悲惨な孤立死が発生しており、従来の見守り活動や制度から漏れる人々を社会から孤立させずにいかに支援していくかが課題となっています。

また、認知症高齢者についても増加傾向にあり、いわゆる「老老介護」「認認介護」への対応や認知症予防への取り組みを、地域ぐるみで行っていくことが求められています。

○人口減少・少子化に伴う子どもの減少

鴨川市では虐待・DVの相談件数が増加しているほか、保育ニーズの多様化をはじめ発達障害等の顕在化、青少年の健全育成など、子どもを取り巻く課題が多様化しています。さらに、地区懇談会では、子どもと地域の高齢者が交流できる機会が少ないなどの意見が挙げられており、地域で多世代が交流し、子どもやその親、そして地域とのつながりを強め、地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくりが課題となっています。

全国的に少子化が進行しているなかで、鴨川市においても年少人口は減少傾向にあり、今後も鴨川市が持続的に活力のあるまちを維持していくために、「安心して子どもを産み、育てられるまち」として子育て支援を充実していくことが求められています。

○空き家等の増加

少子高齢化と合わせ、地域で誰にも管理されない土地や空き家が増えていることが問題となっています。このような状況を背景に国では平成 26 年 11 月、「空家等対策の推進に関する特別措置法（通称：空き家対策特別措置法）」が成立し、今後空き家の適正管理や活用に関する指針が示される予定となっています。

地区座談会においても、空き家の増加を懸念する意見が多く挙がっており、空き家の現状把握はもとより、良好な住環境の保全と防犯に資する現場管理、権利擁護と合わせた適切な資産管理に関する支援、地域での有効な活用方法等について検討していくことが求められています。

○生活に様々な問題を抱えている人たちの増加

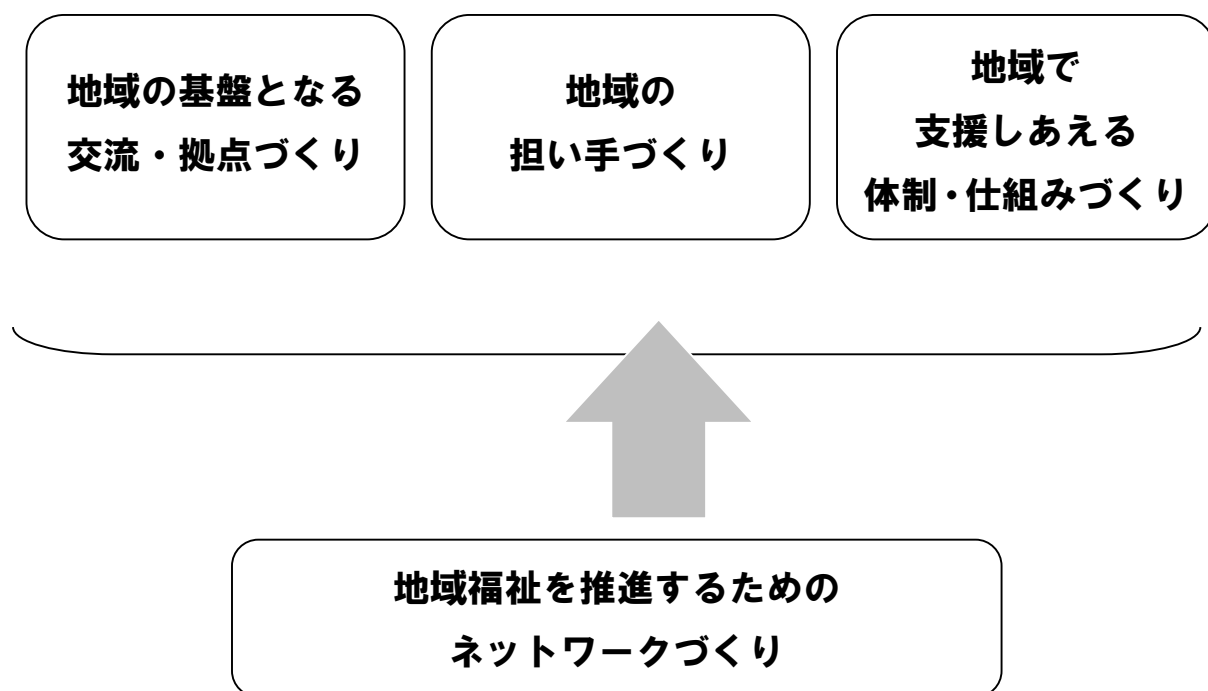
生活様式の多様化の進展とあわせて、経済的豊かさを背景に、住民ニーズも多様化・高度化しており、福祉サービスについても、より高度で多様なニーズへの対応がサービス提供者に求められるようになっていきます。

また近年、生活保護受給世帯や虐待、DVの相談件数は増加しており、従来の福祉サービスだけでは対応できないケースが増えてきています。

Ⅲ. 地域福祉計画策定の基本的な考え方

1. 政策課題・目標

鴨川市では、より一層の地域福祉を推進するため、本計画期間では、次の4点を政策課題・目標に取り組みます。



2. 基本理念について

本市の最上位計画であり、現在策定中である第2次鴨川市総合計画では、基本理念として「交流」「元気」「環境」「協働」「安心」といった5つの理念をまちづくりの根本に据える思想・考え方として位置付けるとともに、「活力ある健やか交流のまち鴨川～みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと～」を将来像として掲げ、その実現に向けた政策分野別に取り組むべき方向性を定めた6つの基本方針のうち、健康福祉分野については「一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち」としています。

この第2次鴨川市総合計画の基本的な考え方はもとより、地区別座談会や関係団体等を対象としたアンケート調査結果、現行の鴨川市健康福祉推進計画の検証等を踏まえ、より一層の地域福祉の推進を図るため、以下の基本理念を定めます。

○第2期鴨川市地域福祉計画の基本理念

高齢者、障害者、子どもなど、年齢や障害の有無、立場の違いを問わず、地域住民が主体となって、地域の生活課題解決のために活動し、ふれあい、共にささえあい、誰もが元気で自分らしい生活を送ることのできる、「共生」の地域づくりを目指し、本市の特徴である質の高い医療機関や、豊かな自然、景観、温泉、歴史・文化、交流等地域の資源を十分に活用しながら、地域でのささえあいのしくみづくり、ネットワークの形成・強化のための支援に取り組んでいきます。

このようなことから、本計画における基本理念を、「**誰もがささえあい、安心・元気でつながるまちづくり**」と定め、現行計画の取り組みを継承しながら、引き続き、家庭や地域、職場、関係機関、関係団体、市が連携して、より一層の地域福祉の充実を推進していきます。

【鴨川市地域福祉計画】

○基本理念

【第1期】

ささえあい、安心・笑顔でつながるまちづくり

【第2期】

誰もがささえあい、安心・元気でつながるまちづくり

【参考:鴨川市総合計画】

○基本理念

【第1次総合計画】

1 「交流のまちづくり」

多くの人々が集う、交流に支えられた賑わいあふれるまちづくりを進めます。

2 「元気」のまちづくり

地域全体が活力にあふれ、住む人も訪れた人も元気になる、住んでみたい、ずっと見続けたいまちづくりを進めます。

3 「環境」のまちづくり

豊かな自然環境と快適な生活環境が調和した、持続的に発展可能なまちづくりを進めます。

4 「協働」のまちづくり

産学官民の連携による協働のまちづくり・ひとづくりのもと、みんなが主役のまちづくりを進めます。

※新規追加

5 「安心」のまちづくり

市民一人ひとりが安全で健やかに、生涯を通して安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

○将来像

【第1次総合計画】

自然と歴史を活かした観光・交流都市

～みんなで創る光り輝くふるさとをめざして～

【第2次総合計画】

活力ある健やか交流のまち鴨川

～みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと～

○基本方針(健康福祉分野)

【第1次総合計画】

うるおいのある健康福祉のまち

【第2次総合計画】

一人ひとりがいきいとした健康福祉のまち

市民一人ひとりが住み慣れた地域で、生涯をととして健康で自立した生活を送り続けることができる環境の創出を図ります。そのため、高齢者や障害者はもとより、地域で生活する全ての人が、自らの健康に責任を持ちつつも、地域の中でささえあい、必要な時に保健・医療・福祉サービスの提供が受けられるまちづくりを進めます。

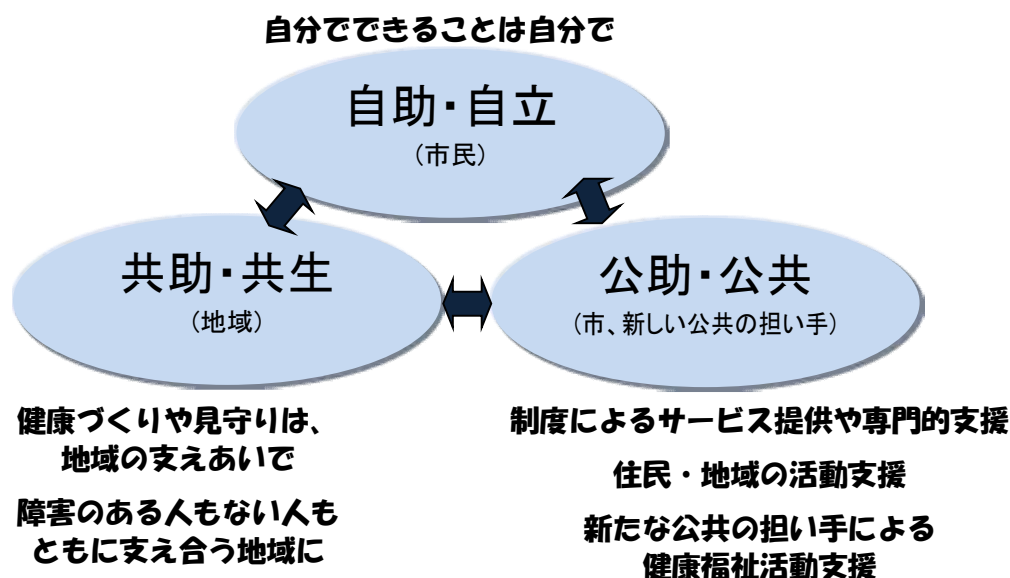
また、若い世代が安心して子どもを産み、ゆとりをもって健やかに育てながら、自らも地域の中で活躍し続けられる子育て環境づくりを進めます。

3. 施策の大綱

(1) 基本的な考え方・視点

① 役割分担

地域健康福祉活動を行う上で、市民一人ひとりや地域、行政の役割分担を明確にするために、第1期計画における「自助」、「共助」、「公助」の考え方を基本としながら、「自助・自立」「共助・共生」「公助・公共」を新たな考え方として位置付けます。



○自助・自立 (住民)

自分や家族でできることは一人ひとりが自分で行うという「自助」の考え方に加え、「福祉サービスの受け手」という立場から脱し、主体的に自己決定をして生活していくという「自立」を住民一人ひとりが実現することで、誰もがいきいきと自分らしく生活を送ることができる地域を目指します。

○共助・共生 (地域)

自分だけでは解決できないことは、地域の中で協力して行うという「共助」の考え方に加え、性別や年齢、障害の有無などに関わらず地域に住むすべての人がお互いを理解し、認めあうことで、「共生」の地域を実現することで、支援が必要な人を地域で支え合うことができる地域を目指します。

○公助・公共 (市、新しい公共の担い手)

地域でも解決できないことは、行政が公的サービスなどにより支えるという「公助」の考え方に加え、公共サービスが行き届かない部分について、市民・事業者・NPOなど行政以外の主体が「新しい公共」として公助の役割の一部を担う考え方が重要となります。

これまで行政が担ってきた「公助」に、新たな担い手が加わり、この両者が健康福祉活動支援に取り組むことで、地域が抱える福祉課題にきめ細かく対応し、誰もが暮らしやすいと感じる地域を目指します。

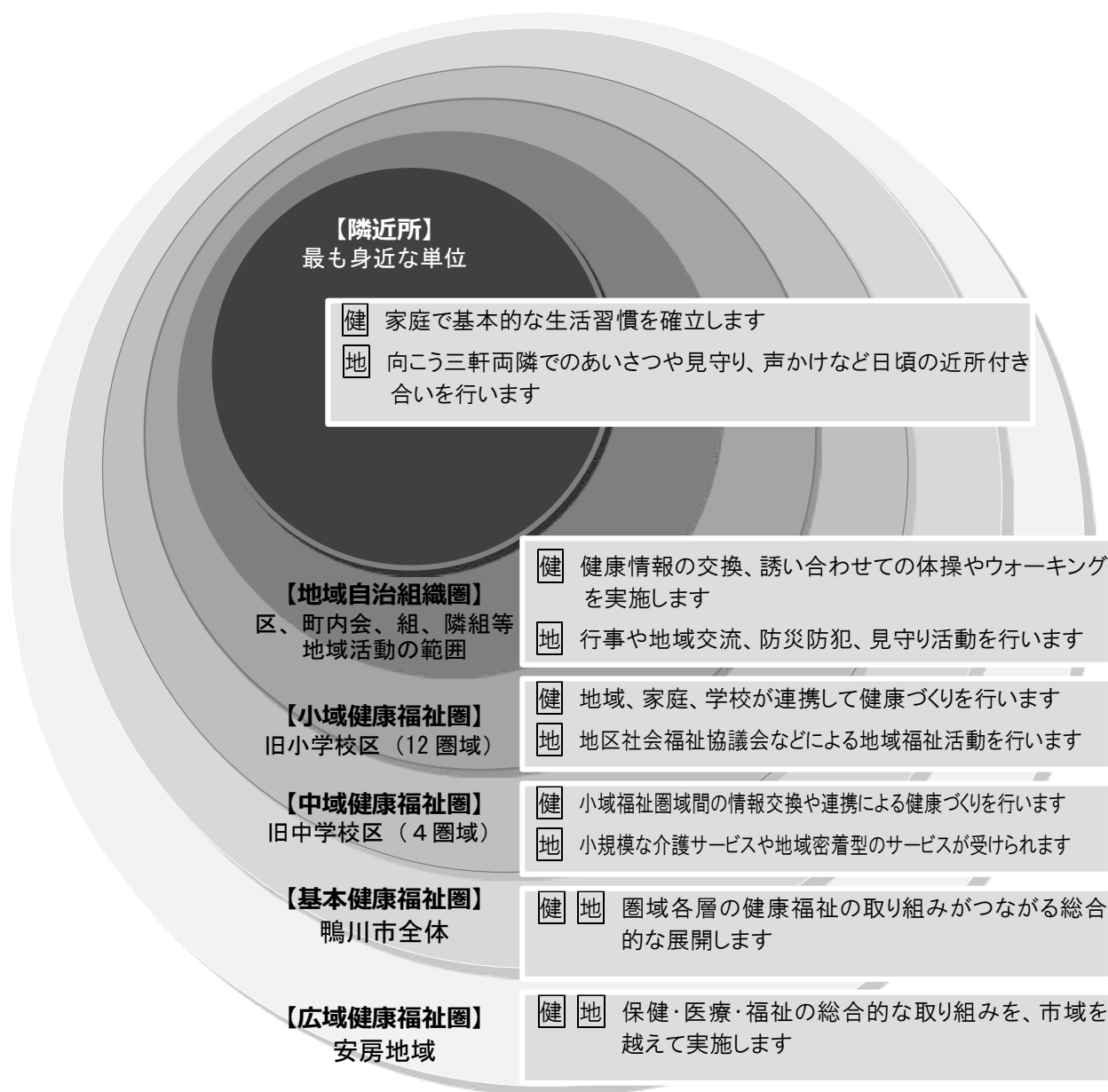
② 6層の健康福祉圏の設定

本計画では、6層の健康福祉圏を定めています。

特に、地域福祉を進めていくうえでの「地域」は、日常的な近所付き合いの範囲から専門的な支援を行う範囲と、様々なレベルでの範囲が重層的に存在します。

圏域の詳細は以下の通りです。

■圏域のイメージ



※ **健康**：健康増進計画、**地域** 地域福祉計画

③ 施策の大綱について

これらを踏まえ、基本理念に掲げる「誰もがささえあい、安心・元気でつながるまちづくり」の実現に向け、具体的な施策・事業として展開していくため、以下に4つの基本となる取り組みの方向、さらにそれぞれの施策の目指すべき方向を定めます。

取り組みの方向	施策の方向
1. 市民一人ひとりが 主役の地域づくり	1) 誰もが主役 2) 権利が守られる
2. ふれあい、ささえあい のある地域づくり	1) ささえある意識が根付く 2) 地域で気軽に交流 3) 担い手を育む 4) 福祉活動が活発
3. いつまでも安心して 暮らせる地域づくり 	1) 生活のしづらさを軽減 2) 地域で見守り活動が盛ん 3) 孤独死や虐待、家庭内での 暴力（DV等）がない 4) 生活に困窮する人がいない 5) 災害がおきても安心して避難 6) 地域の活性化と安定的な自主財源の確保
4. 誰もが生活しやすい 地域づくり 	1) 必要な情報が行き届く 2) 困ったらすぐに相談 3) 必要な人が福祉サービスを受けられる 4) 連携して地域をささえる